

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月26日
【計算期間】	第5期（自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日）
【ファンド名】	東京海上セレクション・物価連動国債
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【電話番号】	03－3212－8421
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として「TMA物価連動国債マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。

※「TMA」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント投信株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

②基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／債券に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信		中南米	
その他資産 (投資信託証券(債券(公債)))	その他 ()	アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信	目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替 ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象イン デックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③信託金の限度額

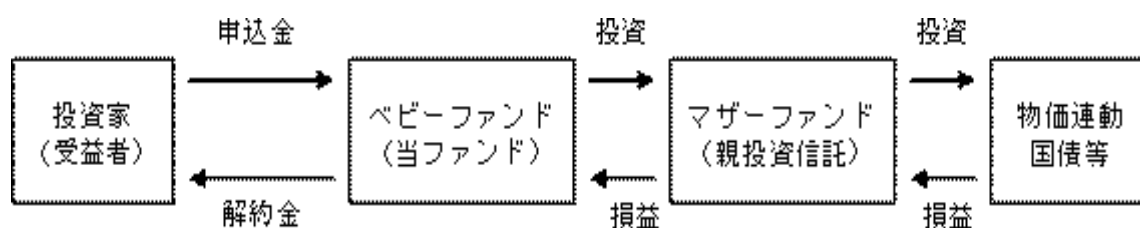
当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ファンドの特色

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

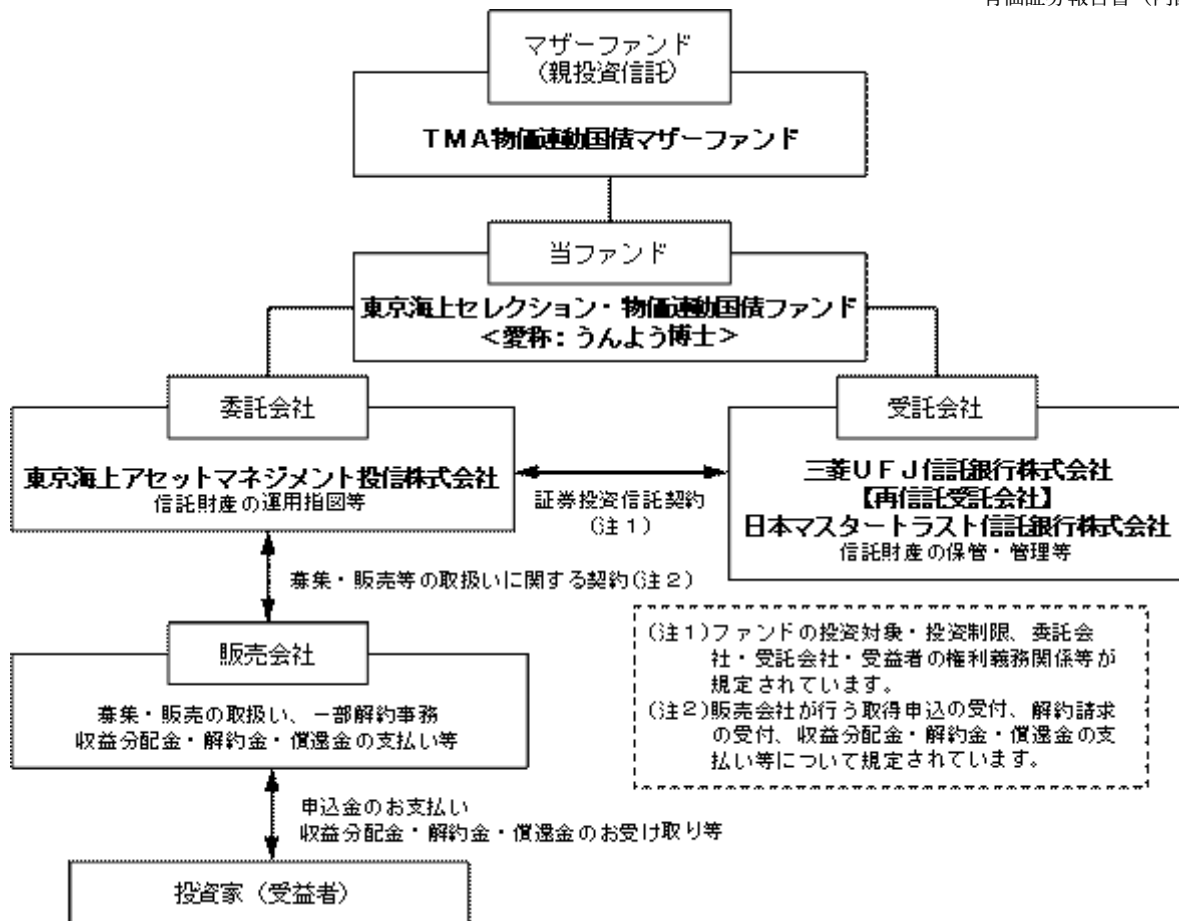
※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。

また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。



(2) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成21年11月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月	東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
昭和62年2月	投資顧問業者として登録
同年6月	投資一任業務認可取得
平成3年4月	国内および海外年金の運用受託を開始
平成10年5月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成19年9月	金融商品取引業者として登録

・大株主の状況（平成21年11月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか国内の債券等に直接投資することがあります。

(2)投資態度

①主としてわが国の物価連動国債を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

- ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は主にマザーファンドで行うこととなります。
- ③当初設定直後、大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

＜参考情報＞マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限（要約）

◇TMA物価連動国債マザーファンド

＜基本方針＞

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。

(1)投資対象

わが国の物価連動国債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてわが国の物価連動国債に投資を行い、将来のインフレリスクをヘッジすることにより実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保をめざします。

②物価連動国債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

③信託財産に組入れる物価連動国債の加重平均残存期間は、発行済みの物価連動国債全体の加重平均残存期間±3年の範囲内とすることを基本とします。

＜運用制限＞

(1) 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は行いません。

(2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(3) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

＜物価連動国債とは？＞

- 物価の動きに連動して元金額や利子額が増減する国債で、日本では2004年に導入されました。物価連動国債が採用する物価の指標は、総務省が公表している「全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）」です。

（以下CPI（Consumer Price Index：消費者物価指数）と記載することがあります。）

- 表面利率（クーポン）は満期まで固定されていますが、元金額が物価の動きに連動して変動する（増減後の元金額を以下「想定元金額」といいます。）ため、各利払日における利子額も物価の動きに応じて変動します。物価の下落にも連動するため、元本の保証はありません。
- 満期までの期間は10年で、年2回の利払いが行われます。利子額・償還額は、原則として各利払日・償還日の3ヵ月前の指数をもとに算定されます。

※発行形態の多様化、CPIの基準改定等に伴い、償還額・利子額の計算方法等は今後変更になることがあります。

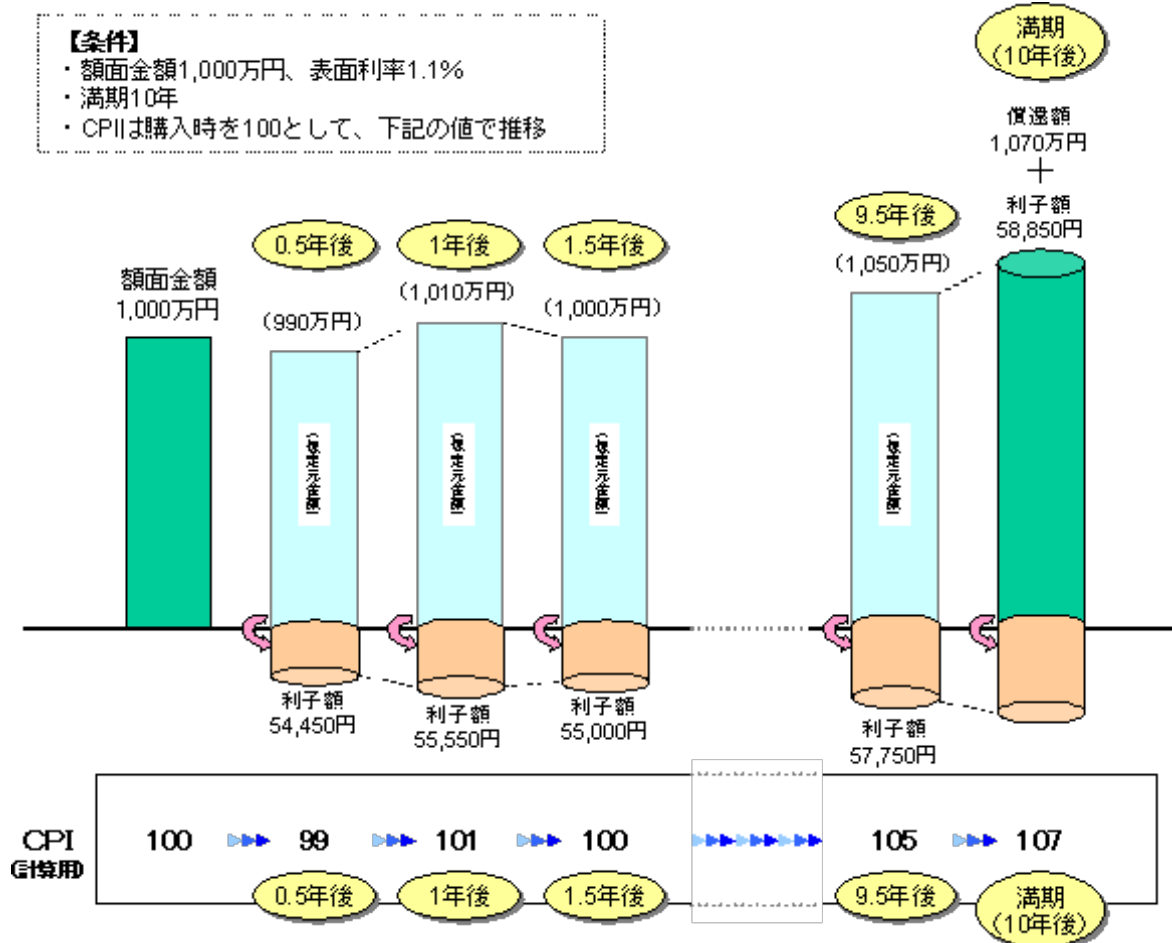
＜物価連動国債の元利金の計算式＞

$$\text{償還額} = \text{額面金額} \times \frac{\text{償還時のCPI}}{\text{発行時のCPI}}$$

$$\text{利子額} = \text{額面金額} \times \frac{\text{利払時のCPI}}{\text{発行時のCPI}} \times \text{表面利率} \times \frac{1}{2}$$

（想定元金額）

＜CPIと物価連動国債の元利金のイメージ＞



※上図のCPI値および利子額・償還額は、あくまでも物価連動国債の特性を示すために一定の仮定をおいて例示したものであり、将来のCPI値を予測・示唆するものではありません。また、物価連動国債の利子額・償還額および当ファンドの将来の利回り、運用成果を保証するものではありません。

※物価連動国債の満期以前の時価は、物価の変動に加え、他の公社債と同様に金利変動等の他の要因の影響も受けます。一般に、ファンドの基準価額は組入有価証券の時価に基づいて算出されるため、CPIの上昇/下落と当ファンドの基準価額の動きが一致しないことがあります。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

①有価証券

②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条（先物取引等の運用指図）、第24条（スワップ取引の運用指図）および第25条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限り、）

③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）

④約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA物価連動国債マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券

(2) 国債証券

(3) 地方債証券

(4) 特別の法律により法人の発行する債券

(5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

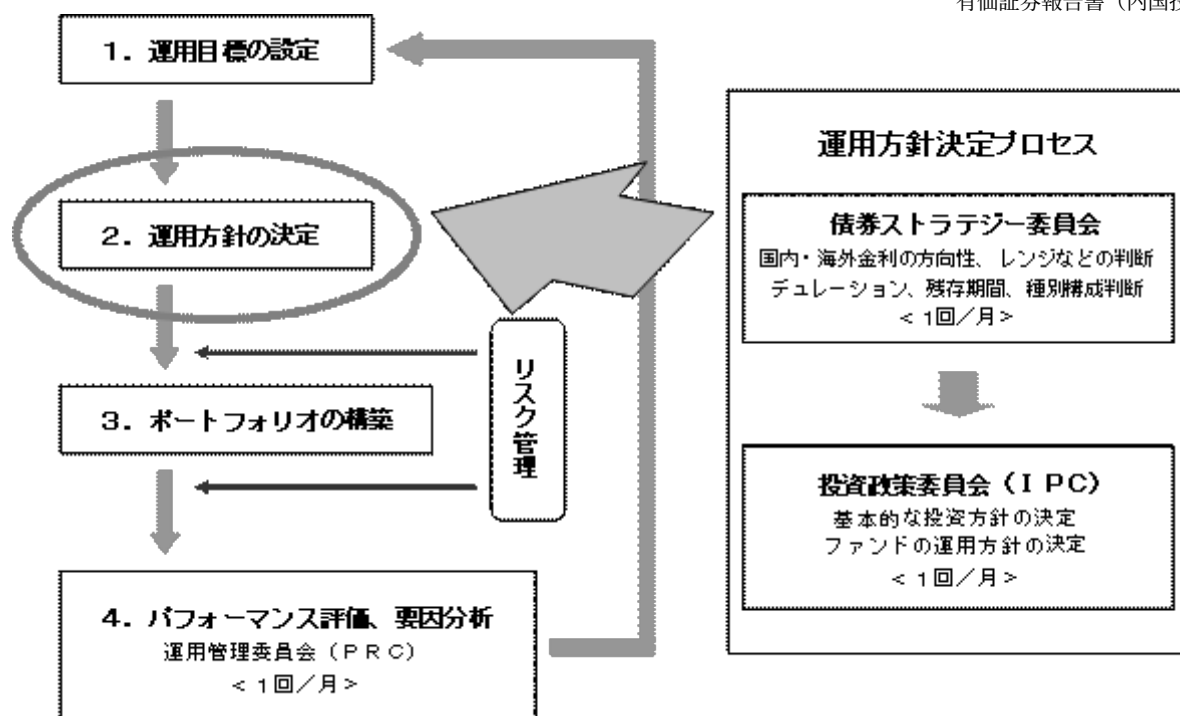
(6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

(7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づきわが国の物価連動国債に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは運用第二部国内債券運用グループ（14名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（6名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書（SAS70）」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成21年11月末日現在）

(4) 【分配方針】

年1回（原則として10月26日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。
- ② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貨料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- （※）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。
- ③ 計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。
- ④ 分配金は、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

① 運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファン

下の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ②投資する株式等の範囲（約款第20条）
- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ③信用取引（約款第22条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。
 - b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④先物取引等（約款第23条）
- a. 委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。本書において同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。本書において同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。本書において同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑤スワップ取引（約款第24条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ⑥金利先渡取引および為替先渡取引（約款第25条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指

図をすることができます。

- b. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付（約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

⑧有価証券の空売（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「⑨有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができますものとしてします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑨有価証券の借入（約款第28条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑩特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第29条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約取引（約款第30条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑫資金の借入（約款第37条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に円建公社債など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①物価変動リスク

当ファンドは、主として物価連動国債に投資します。物価連動国債の価格は物価変動の影響を受ける（満期時に物価が下落した場合は債券の償還金額が元本を下回ることがあります）ため、ファンドの基準価額の動きが必ずしも金利動向と一致しない場合があります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格が下落し、反対に金利が下落した場合には価格が上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約資金の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

(2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に円建公社債を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

- ①取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。
- ②一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。
- ③委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- ④受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い

込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

- ⑤当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

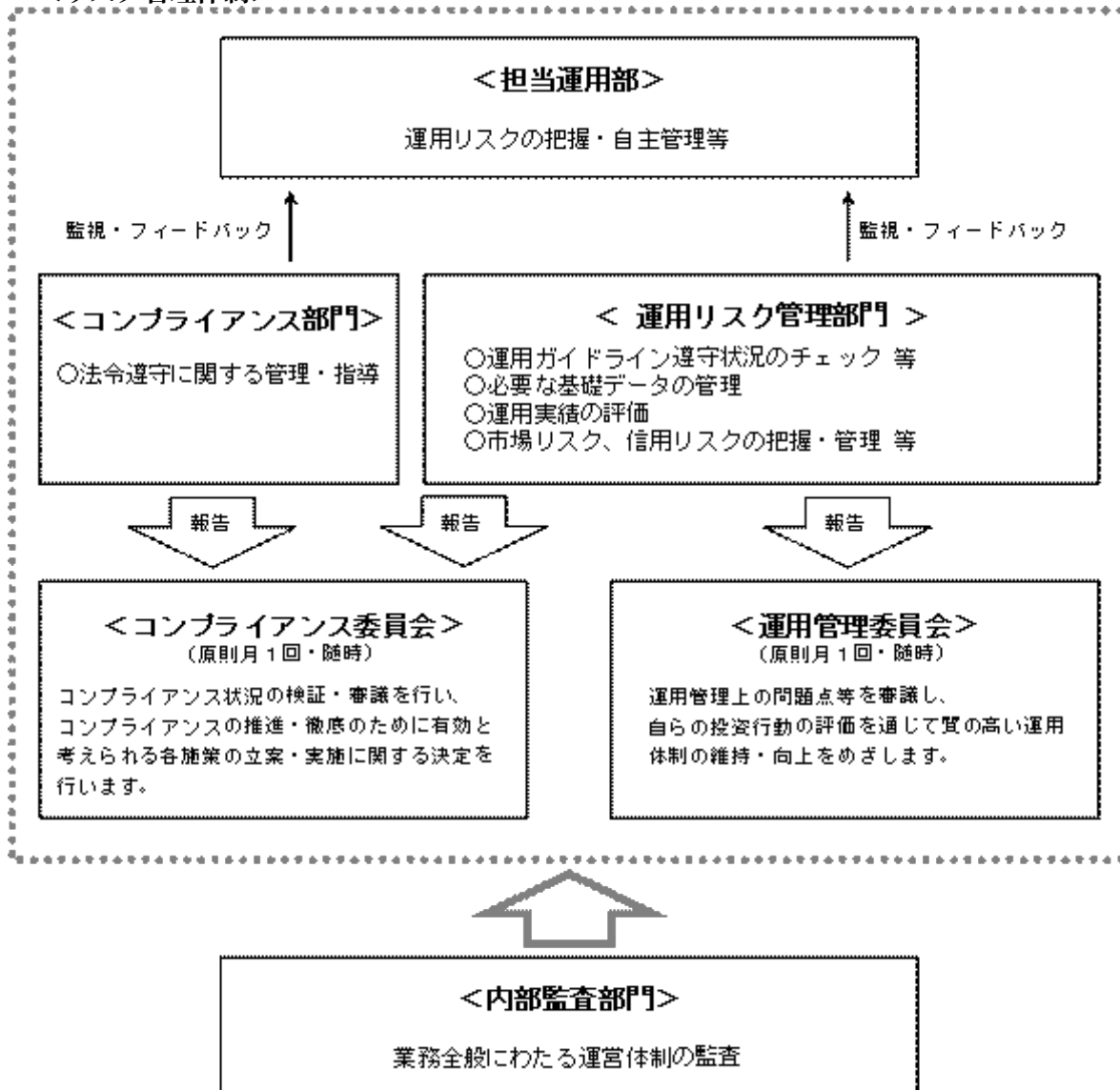
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

- ①委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.2625%

（税抜0.25％）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

- ②①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ③信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.1155% （税抜0.11%）	年0.1050% （税抜0.10%）	年0.0420% （税抜0.04%）

(4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は毎日、純資産総額に対し、年率0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た金額の1日分相当額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ②信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われますが、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の各受益者の個別元本（※1）超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記によらない受益者（法人）に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合は、変更になることがあります。

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※1）超過額については、平成23年12月31日までは7%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金（※2）は課税されません。

平成24年1月1日以降の所得税の源泉徴収税率は15%となります。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（※1）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、特別分配金が支払われた際に調整されます。

（※2）「特別分配金」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5 【運用状況】

以下は平成21年11月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	114,190,624	100.02
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△25,219	△0.02
合計（純資産総額）		114,165,405	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA物価連動国債マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	4,800,045,090	98.80
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		58,288,556	1.19

合計（純資産総額）	4,858,333,646	100.00
-----------	---------------	--------

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA物価連動国債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	116,354,824	0.9658	112,378,079	0.9814	114,190,624	100.02

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合 計	100.02

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA物価連動国債マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第12回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	1.2	2017/06/10	520,000,000	82.34	435,426,651	94.20	492,779,040	10.14
2	第16回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	1.4	2018/06/10	520,000,000	82.96	433,502,343	94.65	489,226,920	10.06
3	第10回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	1.1	2016/12/10	510,000,000	82.93	426,704,350	94.65	481,749,570	9.91
4	第8回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	1.0	2016/06/10	500,000,000	82.65	419,818,138	94.25	473,606,250	9.74
5	第14回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	1.2	2017/12/10	500,000,000	82.27	415,419,108	94.00	469,530,000	9.66
6	第5回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	0.8	2015/09/10	270,000,000	83.31	228,760,929	94.70	257,224,140	5.29
7	第15回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	1.4	2018/03/10	270,000,000	83.39	226,053,612	95.10	254,972,610	5.24
8	第4回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	0.5	2015/06/10	270,000,000	81.70	225,222,390	93.05	253,747,350	5.22
9	第6回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	0.8	2015/12/10	260,000,000	82.85	218,425,740	94.45	246,306,710	5.06
10	第13回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	1.3	2017/09/10	250,000,000	83.30	210,749,000	95.25	238,363,125	4.90
11	第9回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	1.1	2016/09/10	250,000,000	83.35	210,667,125	94.80	237,000,000	4.87
12	第11回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	1.2	2017/03/10	250,000,000	83.11	210,268,300	94.70	236,986,750	4.87
13	第3回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	0.5	2014/12/10	250,000,000	83.70	211,970,250	94.05	235,595,250	4.84
14	第7回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	0.8	2016/03/10	250,000,000	82.23	208,453,050	93.75	235,078,125	4.83
15	第2回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	1.1	2014/06/10	150,000,000	89.20	136,208,400	98.10	148,180,050	3.05
16	第1回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	1.2	2014/03/10	50,000,000	91.65	46,420,725	99.20	49,699,200	1.02

b. 投資有価証券の種類

TMA物価連動国債マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	98.80
合 計	98.80

②投資不動産物件

TMA物価連動国債マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

TMA物価連動国債マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(平成17年10月26日)	11	11	0.9889	0.9889
2期	(平成18年10月26日)	55	55	0.9835	0.9835
3期	(平成19年10月26日)	56	56	0.9908	0.9908
4期	(平成20年10月27日)	75	75	0.8936	0.8936
5期	(平成21年10月26日)	94	94	0.9441	0.9441
	平成20年11月末日	72	—	0.8724	—
	12月末日	76	—	0.8998	—
	平成21年 1月末日	77	—	0.9073	—
	2月末日	74	—	0.8514	—
	3月末日	78	—	0.8799	—
	4月末日	79	—	0.8914	—
	5月末日	80	—	0.8736	—
	6月末日	85	—	0.8983	—
	7月末日	90	—	0.9345	—
	8月末日	92	—	0.9368	—
	9月末日	95	—	0.9490	—
	10月末日	95	—	0.9439	—
	11月末日	114	—	0.9613	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期	年月日	収益率 (%) (分配付)
1期	(平成17年10月26日)	△1.1
2期	(平成18年10月26日)	△0.5
3期	(平成19年10月26日)	0.7
4期	(平成20年10月27日)	△9.8
5期	(平成21年10月26日)	5.7

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成16年11月17日 ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- b. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。
- c. 申込単位は1円以上1円単位です。
なお、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
●委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク
0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- f. 取得申込にかかる手数料はありません。
- g. 上記にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約請求は、1口単位で行うことができます。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。
※信託財産留保額はありません。
※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対する所得税、地方税はかかりません。
その他の受益者（法人）の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対し所得税7%（平成24年1月以降は15%）の源泉徴収が行われます。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年

金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。

1. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象資産の評価方法＞

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成16年11月17日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年10月27日から翌年10月26日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c.からe.の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。
- g. 信託契約を解約する場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対

し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「②信託約款の変更」d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。
- b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b.からd.の規定にしたがいます。

③ 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書

毎決算後、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。なお、期間中に行った信託約款の変更等のうち、委託会社が重要と判断した事項については、運用報告書に記載します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第4期計算期間（平成19年10月27日から平成20年10月27日まで）については改正前の、第5期計算期間（平成20年10月28日から平成21年10月26日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第4期計算期間（平成19年10月27日から平成20年10月27日まで）及び第5期計算期間（平成20年10月28日から平成21年10月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

東京海上セレクション・物価連動国債

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 [平成20年10月27日現在]	第5期 [平成21年10月26日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	75,024,884	94,521,878
未収入金	124,255	127,964
流動資産合計	75,149,139	94,649,842
資産合計	75,149,139	94,649,842
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,842	11,268
未払受託者報酬	17,030	18,330
未払委託者報酬	89,351	96,176
その他未払費用	2,032	2,190
流動負債合計	124,255	127,964
負債合計	124,255	127,964
純資産の部		
元本等		
元本	※1 83,955,876	※1 100,117,790
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △8,930,992	※2 △5,595,912
（分配準備積立金）	188,895	1,064,808
元本等合計	75,024,884	94,521,878
純資産合計	75,024,884	94,521,878
負債純資産合計	75,149,139	94,649,842

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日	第5期 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
営業収益		
有価証券売買等損益	△8,903,330	5,231,194
営業収益合計	△8,903,330	5,231,194
営業費用		
受託者報酬	30,984	34,107
委託者報酬	162,557	178,945
その他費用	3,712	4,066
営業費用合計	197,253	217,118
営業利益又は営業損失（△）	△9,100,583	5,014,076
経常利益又は経常損失（△）	△9,100,583	5,014,076
当期純利益又は当期純損失（△）	△9,100,583	5,014,076
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△487,640	△16,527
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△524,889	△8,930,992
剰余金増加額又は欠損金減少額	206,840	1,334,993
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	74,816	1,334,993
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	132,024	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	3,030,516
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	3,030,516
分配金	※1 —	※1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△8,930,992	△5,595,912

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期 自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日	第5期 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年10月26日が休日のため、当計算期間末日を平成20年10月27日としております。このため、当計算期間は、367日となっております。	計算期間末日の取扱い 平成20年10月26日が休日のため、前計算期間末日を平成20年10月27日としております。このため、当計算期間は、364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第4期 平成20年10月27日現在	第5期 平成21年10月26日現在
1.※1 期首元本額	57,015,650 円	83,955,876 円
期中追加設定元本額	44,224,571 円	28,672,404 円
期中一部解約元本額	17,284,345 円	12,510,490 円
2.※1 計算期間末日における受益権の総数	83,955,876 口	100,117,790 口
3.※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,930,992円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,595,912円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日	第5期 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（158,011円）及び分配準備積立金（188,895円）より、分配対象額は346,906円（1万口当たり41.31円）であります。分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（901,428円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（275,833円）及び分配準備積立金（163,380円）より、分配対象額は1,340,641円（1万口当たり133.89円）であります。分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

第4期（平成20年10月27日現在）
売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	75,024,884	△8,313,191
合計	75,024,884	△8,313,191

第5期（平成21年10月26日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	94,521,878	5,365,656
合計	94,521,878	5,365,656

（1口当たり情報に関する注記）

第4期 平成20年10月27日現在	第5期 平成21年10月26日現在
1口当たり純資産額 0.8936円 (1万口当たり純資産額 8,936円)	1口当たり純資産額 0.9441円 (1万口当たり純資産額 9,441円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	TMA物価連動国債マザーファンド	98,092,443	94,521,878	
合 計		98,092,443	94,521,878	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは、「TMA物価連動国債マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA物価連動国債マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

		[平成20年10月27日現在]	[平成21年10月26日現在]
区分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		196,829,229	533,189,453
国債証券		6,751,041,810	4,717,499,000
未収入金		—	418,582,227
未収利息		15,045,535	17,418,682
前払費用		9,789,938	12,995
流動資産合計		6,972,706,512	5,686,702,357
資産合計		6,972,706,512	5,686,702,357
負債の部			
流動負債			

未払解約金		2,476,792	923,581,637
流動負債合計		2,476,792	923,581,637
負債合計		2,476,792	923,581,637
純資産の部			
元本等			
元本	※1	7,661,710,300	4,942,831,636
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※2	△691,480,580	△179,710,916
元本等合計		6,970,229,720	4,763,120,720
純資産合計		6,970,229,720	4,763,120,720
負債純資産合計		6,972,706,512	5,686,702,357

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。	国債証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	[平成20年10月27日現在]	[平成21年10月26日現在]
1.※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	9,262,426,814 円	7,661,710,300 円
同期中における追加設定元本額	6,141,319,954 円	2,943,841,589 円
同期中における一部解約元本額	7,742,036,468 円	5,662,720,253 円
同期末における元本額	7,661,710,300 円	4,942,831,636 円
元本の内訳 *		
東京海上セレクション・物価連動国債	82,472,117 円	98,092,443 円
東京海上・物価連動国債ファンド	230,966,926 円	237,464,358 円
日本物価連動国債ファンド（ラップ向け）	223,805,605 円	356,934,398 円
TMA物価連動国債ファンド〈適格機関投資家限定〉	7,124,465,652 円	4,250,340,437 円
計	7,661,710,300 円	4,942,831,636 円
2.※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	7,661,710,300 口	4,942,831,636 口
3.※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は691,480,580円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は179,710,916円であります。

(注)*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

(平成20年10月27日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	6,751,041,810	△680,294,311
合計	6,751,041,810	△680,294,311

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間（平成20年2月27日から平成20年10月27日まで）を指しております。

(平成21年10月26日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	4,717,499,000	453,428,889
合計	4,717,499,000	453,428,889

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間（平成21年2月27日から平成21年10月26日まで）を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成20年10月27日現在]	[平成21年10月26日現在]
本書における開示対象ファンドの 期末における1口当たり純資産額 0.9097円 (1万口当たり純資産額 9,097円)	本書における開示対象ファンドの 期末における1口当たり純資産額 0.9636円 (1万口当たり純資産額 9,636円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第1回利付国債（物価連動・10年）	50,000,000	49,199,150	
	第2回利付国債（物価連動・10年）	150,000,000	146,222,100	
	第3回利付国債（物価連動・10年）	250,000,000	231,856,625	
	第4回利付国債（物価連動・10年）	270,000,000	249,682,095	
	第5回利付国債（物価連動・10年）	270,000,000	252,219,825	
	第6回利付国債（物価連動・10年）	260,000,000	241,632,300	
	第7回利付国債（物価連動・10年）	250,000,000	230,710,500	
	第8回利付国債（物価連動・10年）	500,000,000	465,354,000	
	第9回利付国債（物価連動・10年）	250,000,000	233,141,625	
	第10回利付国債（物価連動・10年）	510,000,000	472,877,100	
	第11回利付国債（物価連動・10年）	250,000,000	233,250,000	
	第12回利付国債（物価連動・10年）	520,000,000	484,972,800	
	第13回利付国債（物価連動・10年）	250,000,000	233,625,000	
	第14回利付国債（物価連動・10年）	500,000,000	461,575,000	
	第15回利付国債（物価連動・10年）	270,000,000	250,966,080	
	第16回利付国債（物価連動・10年）	520,000,000	480,214,800	
国債証券 合計		5,070,000,000	4,717,499,000	
合 計		5,070,000,000	4,717,499,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年11月30日現在

種類	金額
I 資産総額	114,190,624 円
II 負債総額	25,219 円
III 純資産総額（I－II）	114,165,405 円
IV 発行済数量	118,760,690 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9613 円

（ご参考：親投資信託の現況）

TMA物価連動国債マザーファンド

平成21年11月30日現在

種類	金額
I 資産総額	4,858,772,935 円
II 負債総額	439,289 円
III 純資産総額（I－II）	4,858,333,646 円
IV 発行済数量	4,950,424,117 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9814 円

第5【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	11,697,203	—	11,697,203
2期	46,351,645	1,789,800	56,259,048
3期	17,753,341	16,996,739	57,015,650
4期	44,224,571	17,284,345	83,955,876
5期	28,672,404	12,510,490	100,117,790

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成21年11月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。平成19年3月26日に資本金を2億円から20億円に、発行済株式総数を2,300株から38,300株に変更しています。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部担当役員を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年11月30日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	4,699
追加型株式投資信託	84	1,238,356
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	85	1,243,055

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成20年 3 月31日現在)		第24期 (平成21年 3 月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		4,231,477		4,040,877
前払費用		78,958		136,973
未収委託者報酬		975,961		1,017,789
未収収益		1,650,556		1,366,508
繰延税金資産		159,722		160,288
その他の流動資産		19,119		83,118
貸倒引当金		△1,310		—
流動資産計		7,114,488		6,805,557
固定資産				
有形固定資産	＊ 1	301,094	＊ 1	118,857
建物		139,777		6,262
器具備品		161,316		112,594
無形固定資産		3,144		3,144
電話加入権		3,144		3,144
投資その他の資産		387,070		816,832
投資有価証券		59,508		30,879
関係会社株式		249,822		254,342
長期前払費用		3,307		6,823
敷金		—		383,034
繰延税金資産		71,521		138,839
その他の投資等		2,912		2,912
貸倒引当金		△1		—
固定資産計		691,308		938,833
資産合計		7,805,796		7,744,390
負債の部				
流動負債				
預り金		10,917		14,278
未払金	＊ 2	722,165	＊ 2	782,984
未払手数料		230,963		213,598
その他未払金		491,202		569,385
未払費用		38,125		26,194
未払消費税等		98,198		26,542
未払法人税等		902,000		123,000
前受収益		34,111		1,698
賞与引当金		172,109		216,979
流動負債計		1,977,627		1,191,676
固定負債				
退職給付引当金		54,899		72,883
役員退職慰労引当金		8,500		12,750
固定負債計		63,399		85,633
負債合計		2,041,027		1,277,310
純資産の部				
株主資本		5,764,764		6,467,151
資本金		2,000,000		2,000,000
利益剰余金		3,764,764		4,467,151
利益準備金		202,000		242,352
その他利益剰余金		3,562,764		4,224,798
繰越利益剰余金		3,562,764		4,224,798
評価・換算差額等		4		△71
その他有価証券評価差額金		4		△71
純資産合計		5,764,769		6,467,079
負債・純資産合計		7,805,796		7,744,390

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,986,650	3,843,253
投資顧問料	5,712,138	—
運用受託報酬	—	5,137,524
投資助言報酬	—	7,135
その他営業収益	1,926	1,992
営業収益計	9,700,715	8,989,906
営業費用		
支払手数料	1,203,618	1,012,684
広告宣伝費	55,886	59,868
公告費	—	3,496
調査費	2,319,345	2,425,675
調査費	699,568	1,162,650
委託調査費	* 1 1,619,777	* 1 1,263,024
委託計算費	110,847	95,430
営業雑経費	112,341	134,531
通信費	19,883	29,141
印刷費	70,131	81,503
協会費	4,174	5,455
諸会費	11,720	11,380
図書費	6,432	7,051
営業費用計	3,802,039	3,731,686
一般管理費		
給料	1,720,756	1,998,831
役員報酬	69,043	82,045
給料・手当	* 1 1,139,769	* 1 1,372,910
賞与	511,944	543,875
交際費	26,212	16,088
寄付金	—	100
旅費交通費	88,442	125,019
租税公課	36,874	33,414
不動産賃借料	198,237	255,339
役員退職慰労引当金繰入	4,100	4,250
退職給付費用	57,535	70,699
貸倒引当金繰入	322	—
賞与引当金繰入	172,109	216,979
固定資産減価償却費	71,152	86,566
法定福利費	203,509	251,833
福利厚生費	5,025	5,692
諸経費	288,103	331,355
一般管理費計	2,872,382	3,396,170
営業利益	3,026,293	1,862,050
営業外収益		
受取配当金	* 1 64,745	* 1 114,937
受取利息	0	0
雑益	830	2,236
営業外収益計	65,575	117,173
営業外費用		
雑損	4,002	3,668
営業外費用計	4,002	3,668
経常利益	3,087,865	1,975,555
特別利益		
貸倒引当金戻入益	—	1,311
投資有価証券売却益	252	60

特別利益計	252	1,371
特別損失		
建物除却損	1,556	—
器具備品除却損	2,777	190
臨時償却費	—	* 2 125,463
投資有価証券売却損	252	4,037
特別損失計	4,585	129,691
税引前当期純利益	3,083,531	1,847,235
法人税、住民税及び事業税	1,393,927	809,153
法人税等調整額	△80,358	△67,832
法人税等合計	1,313,569	741,320
当期純利益	1,769,962	1,105,914

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第24期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	22,000	202,000
当期変動額		
剰余金の配当	180,000	40,352
当期変動額合計	180,000	40,352
当期末残高	202,000	242,352
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,772,802	3,562,764
当期変動額		
剰余金の配当	△1,980,000	△443,881
当期純利益	1,769,962	1,105,914
当期変動額合計	△210,037	662,033
当期末残高	3,562,764	4,224,798
利益剰余金合計		
前期末残高	3,794,802	3,764,764
当期変動額		
剰余金の配当	△1,800,000	△403,528
当期純利益	1,769,962	1,105,914
当期変動額合計	△30,037	702,386
当期末残高	3,764,764	4,467,151
株主資本合計		
前期末残高	5,794,802	5,764,764
当期変動額		
剰余金の配当	△1,800,000	△403,528
当期純利益	1,769,962	1,105,914
当期変動額合計	△30,037	702,386
当期末残高	5,764,764	6,467,151
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△13	4
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	18	△76
当期変動額合計	18	△76
当期末残高	4	△71
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△13	4
当期変動額		

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	18	△76
当期変動額合計	18	△76
当期末残高	4	△71
純資産合計		
前期末残高	5,794,788	5,764,769
当期変動額		
剰余金の配当	△1,800,000	△403,528
当期純利益	1,769,962	1,105,914
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	18	△76
当期変動額合計	△30,018	702,310
当期末残高	5,764,769	6,467,079

重要な会計方針

第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5％相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ120千円減少しております。 (2) 長期前払費用 定額法 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。 (2) 長期前払費用 同左 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同左
4. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	4. 消費税等の会計処理方法 同左

会計方針の変更

第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
（有形固定資産の減価償却方法の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ7,194千円減少しております。 -----	----- （リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
-----	（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より投資一任契約については「運用受託報酬」、投資顧問契約については「投資助言報酬」と表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在								
＊1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>201,815千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>182,625千円</td></tr> </table> ＊2. 関係会社に対する主な資産・負債	建物	201,815千円	器具備品	182,625千円	＊1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>348,681千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>245,286千円</td></tr> </table> ＊2. 関係会社に対する主な資産・負債	建物	348,681千円	器具備品	245,286千円
建物	201,815千円								
器具備品	182,625千円								
建物	348,681千円								
器具備品	245,286千円								

区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。	区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。
未払金 110,735千円 (うち支配株主に対するもの 98,267千円) (うち子会社に対するもの 12,467千円)	未払金 461,031千円 (うち支配株主に対するもの 81,605千円) (うち子会社に対するもの 77,038千円) (うち関連会社に対するもの 302,387千円)

(損益計算書関係)

第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
※ 1. 関係会社との主な取引高は次の通りであります。 給与・手当 427,876千円 委託調査費 1,134,095千円 受取配当金 64,723千円 -----	※ 1. 関係会社との主な取引高は次の通りであります。 給与・手当 422,098千円 委託調査費 1,237,338千円 受取配当金 114,937千円 ※ 2. 追加情報 臨時償却費は、本社の移転時に除却予定の 既存設備・造作等について臨時償却した ものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成19年3月31日 現在	増加	減少	平成20年3月31日 現在
普通株式（株）	38,300	—	—	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年11月27日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,800,000千円
1株当たり配当額	46,997円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年11月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成20年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	403,528千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,536円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年7月1日

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成20年3月31日 現在	増加	減少	平成21年3月31日 現在
普通株式（株）	38,300	—	—	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 403,528千円

1株当たり配当額 10,536円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成21年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 452,667千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 11,819円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年7月1日

(有価証券関係)

第23期 平成20年3月31日現在				第24期 平成21年3月31日現在			
1. その他有価証券で時価のあるもの				1. その他有価証券で時価のあるもの			
区分	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
①貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの				①貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの			
証券投資 信託	3,000	3,046	46	証券投資 信託	-	-	-
小計	3,000	3,046	46	小計	-	-	-
②貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも の				②貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも の			
証券投資 信託	26,500	26,462	△37	証券投資 信託	1,000	879	△120
小計	26,500	26,462	△37	小計	1,000	879	△120
合計	29,500	29,508	8	合計	1,000	879	△120
2. 時価評価されていない有価証券				2. 時価評価されていない有価証券			

区分	貸借対照表 計上額	区分	貸借対照表 計上額
(1) 子会社株式及び関連会社 株式		(1) 子会社株式及び関連会社 株式	
① 子会社株式	221,595千円	① 子会社株式	221,595千円
② 関連会社株式	28,227千円	② 関連会社株式	32,747千円
合計	249,822千円	合計	254,342千円
(2) その他有価証券		(2) その他有価証券	
非上場株式	30,000千円	非上場株式	30,000千円

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	区分	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売却額	20,999千円	売却額	24,523千円
売却益の合計額	252千円	売却益の合計額	60千円
売却損の合計額	252千円	売却損の合計額	4,037千円

(退職給付関係)

第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 退職金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項	2. 退職給付債務に関する事項
退職給付債務 54,899千円	退職給付債務 72,883千円
退職給付引当金 54,899千円	退職給付引当金 72,883千円
3. 退職給付費用に関する事項	3. 退職給付費用に関する事項
勤務費用 40,840千円	勤務費用 48,489千円
確定拠出年金への掛金支払額 16,694千円	確定拠出年金への掛金支払額 22,209千円
退職給付費用 57,535千円	退職給付費用 70,699千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の計算は簡便法を採用しており、確定拠出年金部分を除く退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	3,458千円	5,187千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	22,338千円	29,656千円
未払金（出向者）	10,412千円	11,983千円
賞与引当金損金算入限度超過額	70,031千円	88,288千円

未払法定福利費否認	6,285千円	8,174千円
未払事業所税否認	2,302千円	2,740千円
未払事業税否認	69,534千円	12,606千円
未払委託調査費	—	31,346千円
負担金見積計上分	—	4,332千円
ソフトウェア償却超過額	45,371千円	52,539千円
貸倒引当金	533千円	—
臨時償却費	—	51,051千円
未払確定拠出年金	623千円	816千円
電話加入権	355千円	355千円
その他有価証券評価差額金	—	48千円
繰延税金資産小計	231,247千円	299,128千円
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	231,247千円	299,128千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3千円	—
繰延税金負債合計	3千円	—
繰延税金資産の純額	231,244千円	299,128千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	同左

(関連当事者情報)

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

重要な取引はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

重要な取引はありません。

(3) 子会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決 権の 所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連 会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・London	£ 300千	金融商 品取引 業	直接 50%	兼任 1名	運用の 再委任	委託 調査費	917,131	未払金	290,913

*取引条件は、一般的な取引条件と同等であります。

*取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(4) 兄弟会社等

重要な取引はありません。

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・London	£ 300千	金融商品取引業	直接50%	運用の再委任 役員の兼任	委託調査費	946,947	未払金	302,387

*取引条件は、一般的な取引条件と同等であります。

*取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

	第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1株当たり純資産額	150,516円18銭	168,853円25銭
1株当たり当期純利益金額	46,213円13銭	28,875円06銭

	(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注) 2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注) 2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。
	当期純利益 1,769,962千円 普通株主に 帰属しない金額 — 普通株式に係る 当期純利益 1,769,962千円 期中平均株式数 38,300株	当期純利益 1,105,914千円 普通株主に 帰属しない金額 — 普通株式に係る 当期純利益 1,105,914千円 期中平均株式数 38,300株

中間財務諸表

(イ) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		3,364,657
前払費用		146,409
未収委託者報酬		1,237,805
未収収益		1,855,215
繰延税金資産		187,493
その他の流動資産		7,033
流動資産計		6,798,615
固定資産		
有形固定資産	※ 1	421,208
建物		231,313
器具備品		189,894
無形固定資産		3,144
電話加入権		3,144
投資その他の資産		784,336
投資有価証券		35,887
関係会社株式		254,342
長期前払費用		6,580
敷金		383,034
その他の投資等		2,912
繰延税金資産		101,579
固定資産計		1,208,689
資産合計		8,007,304
負債の部		
流動負債		
預り金		17,904
未払金		1,067,372
未払手数料		254,897
その他未払金		812,475
未払費用		34,205
未払消費税等	※ 2	19,203
未払法人税等		163,000
前受収益		10,534
賞与引当金		331,575
流動負債計		1,643,795
固定負債		
退職給付引当金		83,754
役員退職慰労引当金		9,820
固定負債計		93,574
負債合計		1,737,370
純資産の部		
株主資本		6,270,001
資本金		2,000,000
利益剰余金		4,270,001
利益準備金		287,619

その他利益剰余金	3,982,381
繰越利益剰余金	3,982,381
評価・換算差額等	△66
その他有価証券評価差額金	△66
純資産合計	6,269,934
負債・純資産合計	8,007,304

(ロ) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,885,616
運用受託報酬	2,471,918
投資助言報酬	5,209
その他営業収益	736
営業収益計	4,363,480
営業費用	
支払手数料	470,540
広告宣伝費	31,506
公告費	384
調査費	1,304,792
調査費	663,199
委託調査費	641,593
委託計算費	46,469
営業雑経費	76,660
通信費	17,891
印刷費	47,774
協会費	2,813
諸会費	4,785
図書費	3,396
営業費用計	1,930,353
一般管理費	
給料	885,743
役員報酬	42,795
給料・手当	795,982
賞与	46,964
交際費	3,972
旅費交通費	46,385
租税公課	19,521
不動産賃借料	252,690
役員退職慰労引当金繰入	2,670
退職給付費用	41,966
賞与引当金繰入	331,575
固定資産減価償却費	※ 2 59,241
法定福利費	150,875
福利厚生費	8,032
諸経費	156,617
一般管理費計	1,959,292
営業利益	473,834
営業外収益	
受取配当金	45,715
受取利息	0
雑益	447
営業外収益計	46,163
営業外費用	
雑損	9,327
営業外費用計	9,327

経常利益		510,669
特別損失		
器具備品除却損		3,552
本社移転損失	＊ 1	89,060
特別損失計		92,613
税引前中間純利益		418,056
法人税、住民税及び事業税		152,486
法人税等調整額		10,051
法人税等合計		162,538
中間純利益		255,518

(ハ) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	242,352
当中間期変動額	
剰余金の配当	45,266
当中間期変動額合計	45,266
当中間期末残高	287,619
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	4,224,798
当中間期変動額	
剰余金の配当	△497,934
中間純利益	255,518
当中間期変動額合計	△242,416
当中間期末残高	3,982,381
利益剰余金合計	
前期末残高	4,467,151
当中間期変動額	
剰余金の配当	△452,667
中間純利益	255,518
当中間期変動額合計	△197,149
当中間期末残高	4,270,001
株主資本合計	
前期末残高	6,467,151
当中間期変動額	
剰余金の配当	△452,667
中間純利益	255,518
当中間期変動額合計	△197,149
当中間期末残高	6,270,001
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△71
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	4
当中間期変動額合計	4
当中間期末残高	△66
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△71
当中間期変動額	

株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	4
当中間期変動額合計	4
当中間期末残高	△66
純資産合計	
前期末残高	6,467,079
当中間期変動額	
剰余金の配当	△452,667
中間純利益	255,518
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	4
当中間期変動額合計	△197,145
当中間期末残高	6,269,934

(二) 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場 価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却 原価は、移動平均法により 算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以 降に取得した建物（建物附属 設備を除く）については定額 法、少額固定資産（取得価格 が10万円以上20万円未満の資 産）については、3年間で均 等償却する方法を採用してお ります。 (2)長期前払費用 定額法
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てる ため、支給見込額の当中間会 計期間負担額を計上してお ります。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備える ため、当期末における退職給 付債務の見込額に基づき、当 中間会計期間末において発 生していると認められる額 を計上しております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に 備えるため、内規に基づく中 間期末要支給額を計上して おります。
4. 消費税等の会計処 理方法	消費税及び地方消費税の会計処 理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 15,877千円 器具備品 260,561千円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
※1 本社移転損失	本社移転に伴う費用の内訳は以下のとおりであります。 原状回復費用 68,361千円 物流運搬費用 13,132千円 その他 7,567千円 合計 89,060千円
※2 減価償却実施額	有形固定資産 59,241千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成21年6月30日定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(イ) 配当金総額・・・・・・・・・・ 452,667千円				
(ロ) 配当の原資・・・・・・・・・・ 利益剰余金				
(ハ) 1株当たり配当額・・・・・・・・ 11,819円				
(ニ) 基準日・・・・・・・・・・ 平成21年3月31日				
(ホ) 効力発生日・・・・・・・・・・ 平成21年7月1日				

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価	中間貸借対 照表計上額	差額
証券投資信託	千円 6,000	千円 5,887	千円 △112
合計	6,000	5,887	△112

２．時価評価されていない有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
①子会社株式	221,595千円
②関連会社株式	32,747千円
合 計	254,342千円
(2) その他有価証券	
非上場株式	30,000千円

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日)
１株当たり純資産額	163,705円86銭
１株当たり中間純利益 金額	6,671円48銭
	潜在株式調整後１株当たり中間純 利益金額については、潜在株式が存 在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益 255,518千円
 普通株主に帰属しない金額 —
 普通株式にかかる中間純利益 255,518千円
 期中平均株式数 38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円（平成21年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成21年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（※）	事業の内容
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

（※）平成21年3月末日現在。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

東京海上日動火災保険株式会社は、委託会社の株式の100%を直接保有しており、親会社となっております。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成21年1月26日
有価証券報告書	平成21年1月26日
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年7月24日
半期報告書	平成21年7月24日

独立監査人の監査報告書

平成21年12月15日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・物価連動国債の平成20年10月28日から平成21年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・物価連動国債の平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月28日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定社員 業務執行社員 公認会計士 奈良 昌彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・物価連動国債の平成19年10月27日から平成20年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・物価連動国債の平成20年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた 監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 光夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奈良 昌彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。